

個人情報保護規程

NPO 法人国際教育支援機構スマイリーフラワーズ

第1条（目的）

本規程は、当法人が取扱う個人情報の適正な管理及び保護に関し必要な事項を定め、個人の権利利益を保護し社会的信頼を確保する。

第2条（定義）

個人情報、個人データ等の用語は個人情報保護法の定義による。

第3条（適用範囲）

本規程は、役員、職員、ボランティア、業務委託先その他当法人の業務に従事する者に適用する。

第4条（基本方針）

当法人は個人情報保護法等を遵守し適正に取扱う。

支援対象者に関する情報は特に慎重に取扱い、安全・尊厳・プライバシーを最優先する。

第5条（管理体制）

個人情報管理責任者を置き、理事長が指名する。

第6条（取得・利用）

利用目的を特定し適法かつ公正な手段で取得する。

利用目的の範囲内で利用する。

第7条（第三者提供）

法令に基づく場合等を除き本人同意なく第三者提供しない。

安全確保のため緊急性が高い場合は必要最小限で関係機関と共有できる。

第8条（委託先の監督）

外部委託する場合、秘密保持等の契約締結等により必要かつ適切に監督する。

第9条（安全管理措置）

権限管理、施錠・パスワード管理、媒体管理、アクセス管理、バックアップ等の措置を講ずる。

第 10 条（保管・廃棄）

利用目的達成に必要な期間に限り保管し、不要となった場合は復元不能な方法で廃棄する。

第 11 条（開示等請求）

本人からの開示、訂正、利用停止等の請求には法令に従い対応する。

第 12 条（漏えい等対応）

漏えい等の疑いを含む事態を把握した場合、直ちに報告し、調査・拡大防止・再発防止を行う。必要に応じ本人通知等を行う。

第 13 条（教育・守秘）

役職員等に教育・周知を行う。

役職員等は正当な理由なく個人情報を漏えいしてはならない。

第 14 条（改廃）

本規程の改廃は理事会の決議による。

附則

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。